

防犯カメラの設置及び管理 運用に関するガイドライン



生 駒 市

防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン

I はじめに

1 ガイドラインを策定する目的

防犯カメラは、犯罪の抑止に役立ち、安全で安心して暮らせるまちづくりに、効果があると認められる。

また、自主防犯活動団体等による防犯活動を補完することで犯罪抑止効果の高まりや地域住民の防犯意識の向上、自主防犯活動の活性化、地域の絆の強化にもつながる相乗効果が期待できる。

しかしながら、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、その運用には十分に注意する必要がある。

そのため、プライバシーの保護に注意しつつ、防犯カメラを適正に設置・運用することによって、犯罪を抑止し、「いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち」を実現するためのガイドラインを策定した。

2 防犯カメラとは

このガイドラインで定める防犯カメラとは、犯罪の抑止を目的として不特定又は多数の者が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置（副次的に犯罪の抑止を目的とするものを含む。）で、画像記録の機能を有するものをいう。

3 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（肖像権）の趣旨も踏まえた慎重な取り扱いが必要である。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律」に定められている個人情報として保護の対象になっている。

防犯カメラは、犯罪の抑止を目的とするもので、プライバシーや個人情報の取り扱いには十分に注意する必要がある。

II 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にするものとする。

また、カメラの角度を調整するなどして、住宅内部などの私的空間が映らないようにしなければならない。

2 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域または撮影区域の出入り口付近に、

「防犯カメラ作動中」及び「設置団体名」を表示したプレートを設置するものとする。

3 管理責任者の指定

防犯カメラの管理・運用にあたっては、管理責任者を定めるものとする。

4 画像データの保存・取り扱い

防犯カメラの画像についても、外部に漏れることのないよう一定の基準を定めて適正に管理する必要がある。

(1) 防犯カメラ等取扱担当者の指定

防犯カメラ及び録画装置等を設置する場合は、機器の操作や画像データの確認などを行う者を限定すること。

また、取り扱いを行う担当者を指定し、指定された担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な管理をすること。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するために、保存期間は2週間以内とする。

(3) データの厳重な保管

録画装置、画像データの記録媒体（CD-ROM, DVD, メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難を防止するため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないようにすること。

撮影画像のモニタリング行為は行わないこと。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、IDやパスワードを使用するなど、画像データの流出防止に対処すること。

(4) データの消去

保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは、確実な方法により速やかに消去すること。

5 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点

(1) 設置場所

民有地を設置場所として計画すること。

なお、止むを得ない場合に限り公共施設に設置しようとするときは、その公共施設の管理者と理由書を添えて協議を行い、占用許可等を得ること。

また、その占用許可については更新が必要で、更新時には後述する定期点検結果表を添付すること。

(2) 設置時の合意形成

① 防犯カメラの設置時の合意形成は自治会の総会（総会によらない場合は自治会の総意を決定する会合等）において同意を得ること。

② 万が一、特定の住宅が写り込む場合は、その所有者・居住者などの同意を得ること。

③ 土地所有者が変わった場合は、自治会の責任において新しい所有者に対して、従前の同意を承継する旨の同意を得ること。

④ 防犯カメラを取り付けようとする工作物等に別途土地所有者以外に管理者がいる場合は、その者の同意も得ること。

(3) 維持管理

① 防犯カメラの管理責任者は、自らの負担において、1年に1回以上防犯カメラの定期点検及びメンテナンスを行い、定期点検結果表を保管すること。

- また、占用許可に該当するものは、許可更新時に必ず定期点検結果表を添付すること。
- ② 他者に起因する事故を除き、万一防犯カメラによる事故が発生した場合は、管理責任者がその責任を負うこと。

6 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、撮影によって人の容貌・姿態という個人情報を大量に収集・管理することになる。したがって、管理責任者等は、画像データそのものはもちろんのこと、画像から知り得た情報を人に漏らしてはならない。

7 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合を例外として、設置目的以外の目的に利用したり、第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- ③ 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

また、画像データの提供にあたっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め、適正に運用しなければならない。

III 運用基準の制定が必要です

防犯カメラの設置者は、上記の内容を踏まえ防犯カメラの運用に関する基準を定め、その内容を周知・徹底すること。

次の「防犯カメラ等運用基準（例）」を参考にすること。

〇〇〇〇（設置者）防犯カメラ等運用基準（例）

（目的）

第1条 この基準は、〇〇〇〇（設置者）が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において、防犯カメラとは、犯罪の抑止を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

（管理責任者等）

第3条 〇〇〇〇（設置者）は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 〇〇〇〇（設置者）は、管理責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、管理責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置くものとする。

3 管理責任者は、他者に起因する事故を除き、万一防犯カメラによる事故が発生した場合は、その責任において誠意をもって対処するものとする。

（管理責任者等の責務）

第4条 管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

2 管理責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

（防犯カメラ等の運用）

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。

(2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所に管理責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないようにするほか、映像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。

(4) 管理責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

（記録した映像等の管理）

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

(1) 映像の加工や不必要な複製を行わないこと。

(2) ○○○○（記録媒体を施錠のできる保管庫等）に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持ち出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。

(4) 映像の保存期間は、2週間までとし、当該保存期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合は、この限りでない。

(5) その他映像及び記憶媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

（映像及び記録媒体の提供の制限）

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

（苦情処理）

第8条 管理責任者は、防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

（補足）

第9条 この基準の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。

【防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン】

平成25年7月発行

生駒市総務部防災安全課